

# 令和4年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて

資料1-5

## ○昨年度からの変更点

### 1. 障害児保育費加算認定事務を令和4年度から次のとおり見直します。

変更前	全対象者について、書面審査の他、行動確認による認定
変更後	・書面による認定（夏頃） ・書面の他、行動確認を要する場合の認定（秋以降）

※様式等の必要書類、提出時期等、詳細については、別途通知します。

### 2. 障害児保育費認定が影響する加算の申請について

主任保育士専任加算、市主任保育士専任加算、療育支援加算については、障害児保育費認定事務の見直しに伴い、次のとおり、申請時期を変更します。

変更前	9月15日まで（障害児保育費の認定結果が届き次第）
変更後	障害児保育費の認定結果が届き次第

※詳細については、別途通知します。

## ○その他の加算にかかる注意点

・「施設長未配置減算」「土曜閉所減算」「栄養管理加算」については適用となる最初のタイミングで申請が必要です。

年度中に継続あるいは再び適用となった場合でも、当年度中は本市で適用状況を確認するため **2度目以降の申請は不要**です。